

# 制限付き一般競争入札参加者募集要領

## 1 対象工事等

- |              |   |           |
|--------------|---|-----------|
| (1) 対象工事名    | { | 【別記】1のとおり |
| (2) 入札方式等    |   |           |
| (3) 予定価格     |   |           |
| (4) 総額判断基準価格 |   |           |
| (5) 失格基準価格   |   |           |
| (6) 工事施工場所   |   |           |
| (7) 工期       |   |           |
| (8) 工事概要     |   |           |
| (9) 支払条件     |   |           |
| (10) その他     |   |           |

## 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札日現在において次に掲げる要件をすべて満たす者（以下「入札参加申請者」という。）とする。

- (1) 本工事に対応する工種について、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第4条に規定する一般競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、「会社更生法に基づく更生手続及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の再格付の取扱いについて」（平成21年3月31日財政局長決裁。以下「再格付の取扱いについて」という。）に基づき、仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成22年3月30日市長決裁。以下「資格登録要綱」という。）第10条の規定による格付を改めて受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、同法に定める手続開始の決定後に、「再格付の取扱いについて」に基づく、資格登録要綱第10条の規定による格付を改めて受けていること。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (5) その他【別記】2に定める資格に該当する者であること。

## 3 入札の方法及び入札参加申請手続き等

### (1) 入札の方法

本工事の入札は郵便による入札（規則第9条第2項に規定する書留郵便による入札をいう。以下同じ。）とし、入札参加申請手続きは次のとおりとする。

### (2) 提出書類

- ① 一般競争入札参加申請書（工事請負契約に係る競争入札実施要綱取扱要領（平成16年3月3日財政局長決裁。以下「要領」という。）様式第2-2号）
- ② 入札書
- ③ 入札書に記載されている入札金額に対応した積算内訳書
- ④ 積算内訳書に対応した工事費構成費目内訳書
- ⑤ 見積用設計図書受領確認書の写し

### (3) 提出方法

入札参加申請者は、(2)の提出書類を次により作成し、配達証明付き書留郵便で、仙台市太白区長あてに郵送しなければならない。

- ① 入札書は、封筒に入れ封かんし、封筒の表面に入札件名、入札者名を記載するとともに「入札書在中」と記載する。

- ② 入札金額に対応した積算内訳書及び工事費構成費目内訳書は、封筒に入れ封かんし、封筒の表面に入札件名、入札者名を記載するとともに「積算内訳書及び工事費構成費目内訳書在中」と記載する。
- ③ 上記①・②の2通の封筒を一般競争入札参加申請書及び見積用設計図書受領確認書の写しとともに郵送用の封筒に入れ、郵送用の封筒の宛名を「仙台市太白区長（秋保総合支所総務課）」とし、入札件名、入札者名、入札者住所、申請書等到達期限を記載するとともに「一般競争入札参加申請書・入札書・積算内訳書・工事費構成費目内訳書・見積用設計図書受領確認書の写し在中」と記載する。（①・②・③の封筒宛名は、別添郵便入札用封筒宛名を利用しても可）
- (4) 提出先及び提出期限  
【別記】3に定めるとおり。
- (5) 入札参加申請に必要な書類の交付期間及び方法  
【別記】3に定めるとおり。
- (6) 書類の作成に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

#### 4 設計図書等の閲覧及び設計図書等に対する質問・回答

- (1) 設計図書等の閲覧期間及び場所  
【別記】4に定めるとおり。
- (2) 設計図書等の複写  
入札参加申請者は複写した設計図書等に基づき積算することとし、【別記】4に示す複写場所において自己の負担により複写すること。
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答  
① 設計図書等に対する質問  
入札参加申請者は、設計図書等に対して質問がある場合、【別記】4に示す期限までに質疑応答書（要領様式第13号）を【別記】4に定める方法により、【別記】4に示す場所に提出すること。  
② 質問に対する回答  
質問に対する回答は、【別記】4に示す期間に閲覧に供す。

#### 5 入札の執行

- 入札の執行は、次のとおりとする。
- (1) 入札は、1回に限りこれを行う。
- (2) 開札の日時及び場所は【別記】5に定めるとおり。
- (3) 入札参加者またはその代理人は、開札時に立ち会うことができる。
- (4) 入札書等の確認のため、開札時に立ち会った者の中から開札立会人を選任する。
- (5) 入札参加者またはその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- (6) 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、失格基準取扱要綱（平成19年3月30日市長決裁。以下「失格要綱」という。）に基づく総額判断基準価格を下回る入札において、直接工事費、共通仮設費、現場管理費相当額、一般管理費等のいずれかが失格要綱に基づく失格基準価格を下回った場合は、当該入札をした者を失格とし、落札候補者としないものとする。
- (7) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「仙台市郵便入札実施要領」に基づき当該入札者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。その場合、当該同価格を入札した者全員が現に立会を行っている場合で、入札者の代理人全員がくじを引くことに関する委任状を持参している場合は、その場で当該立会を行っている者がくじを引くこととする。なお、当該同価格の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 6 落札者の決定

落札者の決定は、次のとおりとする。

- (1) 落札者については、落札候補者の入札参加資格の有無を審査し決定するものとする。
- (2) 落札候補者が資格審査に必要な書類を提出期限内に提出しないとき、または資格確認のための指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。
- (3) 審査の結果、当該落札候補者に入札参加資格がないときは当該落札候補者の入札は無効とし、次順位の価格で入札した者を落札候補者として、同様の審査を行い落札者を決定する。
- (4) 入札参加資格の審査については、次に掲げる書類に基づき行うものとする。
  - ① 類似工事の施工実績調書（要領様式第3号）  
(記載内容が確認できる書類)
    - a. 施工実績調書に記載された工事の契約書の写しまたはC O R I N S 登録情報等の写し
    - b. 施工実績を確認できる書類（C O R I N S 登録情報、図面、仕様書、施工証明書等）の写し
  - ② 配置予定の技術者に関する調書（要領様式第4号）  
(記載内容が確認できる書類)
    - a. 技術者が有する資格者証の写し
    - b. 技術者が監理技術者となる場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し
    - c. 技術者の【別記】2に定める雇用関係が確認できる書類（健康保険被保険者証、監理技術者資格者証、雇用保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書等のいずれか）の写し
  - ③ その他必要と認めるもの
- (5) 資格審査書類の提出先及び提出期限は【別記】6に定めるとおり。
- (6) 審査の結果、入札参加資格がないとされた落札候補者に対しては、その理由を付して一般競争参加資格審査結果通知書（要領様式第10号）により配達証明付き書留郵便にて通知する。
- (7) 入札参加資格を有しないとされた者は、【別記】7に定める期限までに、【別記】7に定める方法により、【別記】7に示す場所に書面（任意様式）を提出し、資格を有しないとされた理由の説明を求めることができる。
- (8) 上記(7)による請求がなされたときは、理由説明請求に対する回答書（要領様式第11号）により速やかに回答する。

## 7 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結を行わない。

- (1) 「2 入札参加資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書またはその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

## 8 技術者の配置

当該工事を受注した場合の技術者の配置については、「配置予定の技術者に関する調書」に記載されている者を配置しなければならない。

## 9 契約規則等

仙台市契約規則及び仙台市工事請負契約約款は、太白区秋保総合支所総務課（秋保総合支所1階）において閲覧することができる。

## **10 入札書に記載する金額**

入札金額は、契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額とすること。

## **11 無効の入札**

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格者以外の者のした入札
- (2) 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- (3) 入札者の記名押印のない入札
- (4) 金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (5) 所定の日時まで到達しなかった入札
- (6) 入札金額を訂正している入札
- (7) 配達証明付き書留郵便以外の方法による入札
- (8) 入札金額に対応した積算内訳書が同封されていない入札
- (9) 積算内訳書に対応した工事構成費目内訳書が同封されていない入札
- (10) 見積用設計図書受領確認書の写しが同封されていない入札
- (11) 本区の指定する場所において設計図書等を複写していない者のした入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札
- (13) その他入札に関する条件に違反してなされた入札

## **12 契約金額及び消費税・地方消費税額の取扱い**

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

## **13 入札保証金**

規則第7条第1項第3号の規定により免除する。

## **14 契約保証金**

規則第19条の規定による。

## **15 記載内容についての問い合わせ先**

仙台市太白区秋保町長袋字大原45番地の1

仙台市太白区秋保総合支所総務課

電話 022-399-2111（内線5112）